

権宮神社

佐古の眉山山麓にある神社。正式名は権宮八幡神社。一帯は権宮公園。ツツジで有名。今年は1月2日に家族一同参拝。社殿で祈祷を受ける。家族・事務所・お客様にとって良い年であることを願う。4歳と1歳の孫も同行。思いの他神妙であった。神主の所作が不思議だったようだ。



(竹内)

確定申告特集

本年も確定申告の時期が参りました。所得税及び復興特別所得税・贈与税の申告納税は平成31年3月15日(金)まで、消費税及び地方消費税の申告納税は平成31年4月1日(月)までです。ただし、振替納税の手続をしている場合には、所得税及び復興特別所得税の振替日は平成31年4月22日(月)、消費税及び地方消費税の振替日は平成31年4月24日(水)です。なお、納付が遅れると、延滞税がかかりますので、ご注意ください。

<所得税>

※平成30年分の所得税から適用される主な改正事項

配偶者(特別)控除について	<p>① 配偶者控除の金額が、配偶者の合計所得金額のほか、申告する方の合計所得金額に応じて適用されることとなりました。なお、申告する方の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。</p> <p>② 配偶者特別控除の金額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされました。(改正前:38万円超76万円未満)</p>
---------------	---

※確定申告をする必要のある方

- (1) 給与所得がある方のうち、
 - ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けている方(一部の方を除く) など
- (2) 公的年金等に係る雑所得がある方のうち、
 - ・公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - ・公的年金等に係る雑所得以外の各種の所得金額が20万円を超える方
 ※税務署への申告が不要でも、市町村で申告手続きが必要な場合があります。
- (3) 他の所得(事業所得、不動産所得、保険の満期等の一時所得、譲渡所得など)がある方

※確定申告(還付申告)をすれば源泉徴収をされた所得税等が戻る方

- (1) 年の途中で退職し、年末調整を受けずに源泉徴収税額が納め過ぎとなっているとき
- (2) 一定の要件のマイホームの取得などをして、住宅ローンがあるとき
- (3) マイホームに特定の改修工事をしたとき
- (4) 認定住宅の新築等をした場合(認定住宅新築等特別税額控除)
- (5) 災害や盗難などで資産に損害を受けたとき
- (6) 多額の医療費を支出したとき
- (7) 特定の寄附をしたとき(ふるさと納税のワンストップ特例を使われる方は除く)
- (8) 上場株式等に係る譲渡損失の金額を申告分離課税の選択をした上場株式等に係る配当所得等の金額から控除したいとき



さくら税理士法人では、電子申告を推進しております

(後藤)

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能となっています！！



平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。また、「医療費のお知らせ」を添付すると、「医療費控除の明細書」の記入を省略できます。

※ただし、医療費のお知らせに記載されていない医療費分は、医療機関の領収書に基づき「医療費控除の明細書」を作成し、確定申告書に添付する必要があります。
(西谷)

2月の社会保険労務

- 12日 一括有期事業開始届
く概算保険料100万円未満:請負金額18,000万円未満の工事>
(労働基準監督署)
- 28日 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
じん肺健康診断実施状況報告(労働基準監督署)

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届



資産税係

民法改正②遺留分制度の見直し

今回の民法(相続法)改正により、遺留分制度についても見直しが行われます。

	現行法	改正法
遺留分の返還方法	遺留分減殺請求により、原則的に現物返還の効力が生じ、すべての相続財産が共有状態となる。 例外的に金銭での返還が可能(価格弁償)。	遺留分侵害額の請求により、金銭債権のみが発生。
遺留分の算定方法	相続人に対する贈与は、期間制限がなく、すべての期間の贈与を遺留分算定の基礎となる財産に算入する。	相続人に対する贈与は、相続開始前10年間にされた贈与に限り、遺留分算定の基礎となる財産に算入する。

今回の相続法改正によって、遺留分減殺請求権については金銭債権化することになり、事業承継に不可欠な自社株式や事業用資産を後継者に承継しやすくなります。

また、遺留分を計算する基礎財産に含める贈与について、改正後は、相続開始前の10年間の贈与に限定しているため、自社株式を後継者に贈与して10年を経過すれば、遺留分の問題は生じないこととなります。

遺留分制度に関する見直しについては2019年7月1日に施行されます。

(坂田)

法務係

犯罪収益移転防止法による本人確認

犯罪収益移転防止法(正式名称:犯罪による収益の移転防止に関する法律)をご存知でしょうか。2008年3月1日より施行されたマネーロンダリング、テロ資金供与防止の為に制定されたものです。2016年10月1日に施行された改正法により株式会社等の設立、定款変更、取締役選任・代表取締役の選定、合併等の法人登記について本人確認が必要となります。

当事務所が代理で司法書士へ依頼する際に、本人確認の書類として下記の書類のコピー等をお預かりしていますのでご協力をお願いいたします。

①通で足りるもの

- ・運転免許証 ・マイナンバーカード ・パスポート
- ※上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真があるもの

②通ご用意いただくもの

- ・各種健康保険証 ・国民年金手帳 ・児童福祉手当証書 ・母子健康手帳
- ・外国人登録証明書 ・印鑑証明 ・住民票、戸籍の附票
- ※上記のほか、官公庁発行書類等で氏名、住居、生年月日の記載があり、顔写真のないもの

(田中)

■2月1日から3月15日まで

1 前年分贈与税の申告

■2月12日

2 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

■2月18日から3月15日まで

3 前年分所得税の確定申告

■2月28日

4 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告
<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人
住民税>5 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
<消費税・地方消費税>

6 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

7 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業
税・法人住民税>(半期分)8 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ご
との中間申告<消費税・地方消費税>9 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の
1月ごとの中間申告(10月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費
税>

■2月中において市町村の条例で定める日

10 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付

※ 税理士記念日… 2月23日

リスマネ委員会

火災保険の費用保険金とは？

火災などで発生した損害を補償する火災保険ですが、このとき、本来の補償金額とは別に受け取れる保険金が存在します。火災などに遭うと、住まい・家財が損害を受けるだけでなく、付随してさまざまな費用が発生します。そのような費用を補償する目的で支払われる保険金が「費用保険金」です。

支払われる額は、損害保険金に一定割合が上乘せされた金額となります。(保険会社によっては実費請求もあります。)費用保険金は、請求しなければ支払われないので、忘れず請求の手続きをすることが大切です。

費用保険金	補償内容
臨時費用保険金	建物・家財の修理以外に発生する費用を補償。定められている規定は特になく、ホテル宿泊費や仮住まいの費用、建て替え中の家財の保管費用など。
地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらに起因する津波によって火災が起こり、建物・家財が半焼以上の被害を受けたとき。※対象は「火災」のみである点に注意。
残存物取り片づけ費用保険金	被害を受けた建物・家財の残存物(焼け残り、燃え屑、がれきなど)を取り除く、片付けるのに必要な費用を補償。
失火見舞保険金	自分が起こした火事の延焼で他人の所有物に被害を与えたとき、個人賠償責任などとは別に相手に渡すお見舞金を補償。

※保険金の名称や内容は保険会社(商品)によって異なります。

(さくらビジネス)

会計制度

収益認識に関する会計基準⑥ 履行義務の識別③

今月は、履行義務の識別について、要件の二つ目を解説いたします。

約束した財またはサービスが別個のものなのかどうかの判断については、前々回に解説した要件のほか、二つ目として「当該財またはサービスを顧客に移転する約束が、契約に含まれる他の約束と区分して識別できること」を満たす必要があります。

この点について、指針の設例を簡単にまとめてみます。

設例 病院の建設(収益認識会計基準適用指針5-1より)

【前提条件】

- 建設会社のA社は、医療法人B会と病院を建設する契約をした
- A社は、このプロジェクトの全般的な管理責任を負う
- この契約には、設計、現場の清掃、基礎工事、調達、建設、配管、配線、設備の据え付けおよび仕上げが含まれる
- 上記の個々の約束を、別個のものとして認識すべきかどうかを検討する

【判断】

- A社の提供するサービス等は、B会の目的である「病院」を建設するために契約されたものである
- A社のサービス等を投入(インプット)した結果生じた完成品(アウトプット)である「病院」をB会へ移転することになる
- 上記の契約の個々のサービス等は、契約に含まれる他の約束と区分して識別できない
- この契約は、履行義務の識別について②の要件を満たさないと考えられる

【結論】

A社は、この契約を単一の履行義務として処理する

(孝志洋)

建設係

解体工事業の経過措置

解体工事業の建設業許可の経過措置が2019年5月31日で終了します。

経過措置期間中は、従来通りとび・土工工事業の許可で解体工事を施工することが認められていました。2019年6月1日以降は経過措置期間中に受注した工事であっても、解体工事業の許可を取得しなければ、解体工事を施工できなくなります。

ただし、2019年5月31日までに許可申請すれば許可・不許可が決まるまではとび・土工の許可で施工できます。

受注機会の多い方は、許可取得を検討してみてもはいかがでしょうか。

(岸上)

第56回優良従業員表彰式

昨年12月4日、徳島グランヴィリオホテルにて、徳島商工会議所の表彰式が開催されました。永年勤続する優良従業員ということで、当事務所より、20年表彰の部で1名、10年表彰の部で1名が表彰されました。

さくら税理士法人 山田 佐知子

この度、勤続20年で商工会議所の表彰をしていただきました。先生方をはじめ事務所の皆様、関与先の皆様のご指導の賜物と心から感謝申し上げます。

多くの方と出会いそして仕事をさせていただけることに感謝し、今後も責任ある仕事ができるよう努力し続けていきたいと思っております。

さくら税理士法人 瀬尾 百合

さくら事務所に再就職して10年が経ちました。事務所の方々やお客様に良くしていただけて今日があると本当に感謝しております。

子育てと仕事で忙しい毎日ですが、どちらも大切なものと感じています。今しかできないことを精一杯頑張ろうと思っておりますので、これからもよろしくお願い致します。

「さくら通信」 広告募集のお知らせ

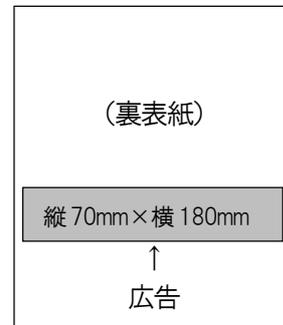
当社、情報誌「さくら通信」へ掲載する広告を募集します。

多数応募があった場合は、順次掲載していきますので、ご了承ください。

ぜひ、本誌への広告掲載をご検討いただき、貴社のPRにお役立てください。

★広告の規格等

掲載サイズ	縦70mm×横180mm程度
掲載位置	裏表紙
色	2色刷り（色は月により変化）
掲載料金	無料



電話・FAX・メールのいずれかで、監査担当者または広報担当者まで、掲載希望の旨をご連絡ください。広告掲載が決定しましたら、詳細をご連絡いたしますので、広告原稿・写真等の提出にご協力お願いいたします。

当事務所では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信として、Facebook（フェイスブック）での情報発信を行っています。楽しい情報をお伝えできたらと思っていますので、ぜひ、ご覧ください。

また、「これは！」という情報がありましたら、「いいね！」ボタンも積極的に押してくださいね♪ よろしくお願いたします。



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....
.....
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますが、内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品やサービスを奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
（株）さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>
Eメールアドレス : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181